

令和2年第9回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年9月29日(火) 午後1時30分
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第45号 南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の廃止について

議案第46号 南島原市立有家小学校の設置について

議案第47号 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 南島原市学校運営協議会準備検討委員会設置要綱の制定について

報告第6号 財産の取得について (GIGAスクール対応教育用端末)

第6 その他

(1) 有家ブロック小学校統合に係る「統合小学校の校章、校旗」及び「統合小学校の校歌」について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

令和2年第9回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和2年8月の諸会議並びに諸行事

- 27日(木) 14:00 令和2年第8回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 28日(金) 10:00 市政策会議(西有家庁舎)
- 31日(月) 16:30 令和2年第2回教育委員会臨時会(南有馬庁舎)

○令和2年9月の諸会議並びに諸行事

- 2日(水) 13:30 文化財保護審議会(南有馬庁舎)
- 3日(木) 15:30 市部局長会議(西有家庁舎)
- 4日(金) 9:30 災害対策本部会議・部局長会議(西有家庁舎)
13:40 市校長会第4回研修会(コレジヨホール)
- 8日(火) 13:30 市教頭会第4回研修会(コレジヨホール)
- 9日(水) 13:45 学校訪問(大野木場小学校)
- 10日(木) 10:00 令和2年第3回市議会開会(有家庁舎)
- 14日(月) 10:00 令和2年第3回市議会一般質問(～9月15日)(有家庁舎)
- 16日(水) 10:00 令和2年第3回市議会一般質問、議案質疑、委員会付託(有家庁舎)
- 18日(金) 10:00 令和2年第3回市議会文教厚生委員会(有家庁舎)
- 24日(木) 10:00 令和2年第3回市議会決算審査特別委員会(有家庁舎)

議案第45号

南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の廃止について

提案理由

南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づき、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校を廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の決定を要するため提案する。

令和2年9月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

1 教育財産の内容

(1) 所在地及び名称

①南島原市有家町久保180番地1

南島原市立有家小学校

②南島原市有家町蒲河1641番地

南島原市立蒲河小学校

③南島原市有家町尾上3040番地3

南島原市立新切小学校

(2) 建物

学 校 名	施設名称	構 造	面 積
南島原市立 有家小学校	校 舎	鉄筋造	5,292 m ²
	体育館	鉄筋造	1,287 m ²
南島原市立 蒲河小学校	校 舎	鉄筋造	1,633 m ²
		鉄骨造	40 m ²
	体育館	鉄筋造	517 m ²
南島原市立 新切小学校	校 舎	鉄筋造	1,633 m ²
		鉄骨造	68 m ²
	体育館	鉄筋造	816 m ²

2 廃止する期日

令和3年3月31日

議案第46号

南島原市立有家小学校の設置について

提案理由

南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づき、南島原市立有家小学校を設置したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、教育委員会の決定を要するため提案する。

令和2年9月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

1 教育財産の内容

(1) 所在地及び名称

南島原市有家町久保180番地1

南島原市立有家小学校

(2) 建物

施設名称	構造	面積
校舎	鉄筋造	5,292 m ²
体育館	鉄筋造	1,287 m ²

2 設置する期日

令和3年4月1日

議案第47号

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）において、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の3校を令和3年3月31日をもって廃止し、同3校を統合して令和3年4月1日に「（仮称）南島原市立有家小学校」を設置することとしていたが、統合後の学校の名称を定めるため、所要の改正を行うもの。

令和2年9月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）の
一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「（仮称）南島原市立有家小学校」を「南島原市立有家小学
校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧																
<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="188 595 1052 746"> <tr> <td>南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="188 898 1052 951"> <tr> <td>南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1160 600 2024 751"> <tr> <td>南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1160 903 2024 956"> <tr> <td>（仮称）南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	（仮称）南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
（仮称）南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																

改正

平成21年10月5日条例第27号
平成24年12月25日条例第30号
平成25年12月25日条例第56号
平成26年12月24日条例第24号
平成27年12月21日条例第29号
平成31年3月28日条例第40号
令和2年3月25日条例第32号
令和2年7月13日条例第50号

南島原市立学校設置条例

(設置)

第1条 南島原市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校及び中学校を設置する。

(小学校の名称及び位置)

第2条 小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(中学校の名称及び位置)

第3条 中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、小学校及び中学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成21年10月5日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第56号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第29号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第40号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日条例第32号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
南島原市立深江小学校	南島原市深江町丁3168番地
南島原市立深江小学校馬場分校	南島原市深江町丙751番地
南島原市立深江小学校諏訪分校	南島原市深江町丁5340番地
南島原市立小林小学校	南島原市深江町乙1079番地9
南島原市立大野木場小学校	南島原市深江町戊3243番地
南島原市立布津小学校	南島原市布津町乙1676番地1
南島原市立飯野小学校	南島原市布津町丙2365番地
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1
南島原市立堂崎小学校	南島原市有家町大苑719番地
南島原市立西有家小学校	南島原市西有家町須川33番地1
南島原市立有馬小学校	南島原市北有馬町丁50番地1
南島原市立南有馬小学校	南島原市南有馬町乙991番地
南島原市立口之津小学校	南島原市口之津町丁4455番地3
南島原市立加津佐小学校	南島原市加津佐町己3315番地1
南島原市立野田小学校	南島原市加津佐町乙1172番地

別表第2（第3条関係）

名称	位置
南島原市立深江中学校	南島原市深江町丁3179番地
南島原市立布津中学校	南島原市布津町乙1653番地
南島原市立有家中学校	南島原市有家町山川344番地
南島原市立西有家中学校	南島原市西有家町須川91番地
南島原市立北有馬中学校	南島原市北有馬町丁246番地3

南島原市立南有馬中学校	南島原市南有馬町乙856番地5
南島原市立口之津中学校	南島原市口之津町丙3476番地
南島原市立加津佐中学校	南島原市加津佐町己3370番地

議案第48号

南島原市学校運営協議会準備検討委員会設置要綱の制定について

提案理由

南島原市学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に向けて必要事項を検討するため要綱を制定するもの。

令和2年9月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「（仮称）南島原市立有家小学校」を「南島原市立有家小学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧																
<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">南島原市立有家小学校</td> <td style="width: 50%;">南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">南島原市立有家小学校</td> <td style="width: 50%;">南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">南島原市立有家小学校</td> <td style="width: 50%;">南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（仮称）南島原市立有家小学校</td> <td style="width: 50%;">南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	（仮称）南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
（仮称）南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																

南島原市学校運営協議会準備検討委員会要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）の南島原市立小中学校における設置のための必要事項を検討するため、南島原市学校運営協議会準備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(指定)

第2条 南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、検討委員会を置く学校を指定する。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの委員会を置くものとする。

2 教育委員会は、検討委員会を置くときは、学校の校長の意向を踏まえ、指定を行うものとする。

3 指定の期間は、1年とし、再指定することができる。

(所掌事務)

第3条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校運営協議会の設立及び運営の検討に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、学校運営協議会の設置について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校の教職員

(2) 保護者

(3) 地域住民

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 指定を受けようとする学校の校長は、委員の選任について、教育委員会に推薦を行うことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から学校運営協議会が設置される日までとする。ただし、1年を超えないものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、検討委員会を置く学校において処理する。

(指導及び助言)

第10条 教育委員会は、検討委員会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて検討委員会に対して指導及び助言を行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

報告第6号

財産の取得について（G I G Aスクール対応教育用端末）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があり、令和2年第3回南島原市議会定例会へ提案したので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和2年9月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

- 1 財産の種類 教育用端末（2, 260台）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 125, 716, 140円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ 株式会社
代表取締役 はまぐち 濱口 はるき 晴樹